

第3章 取組方針



基本目標 1

身近な地域でつながり支え合う基盤づくり

本市では、地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動をはじめ、民生委員・児童委員の活動など、さまざまな人や団体が身近な地域で支え合う取組みを行っています。さまざまな課題を抱えながら、誰にもつながらず、もしくは必要な支援を拒否するなどして、地域で孤立している人や世帯がおります。その中で、少しでも多くの人があいそぎに暮らせるように、安心できるように、楽しんで生活できるようにと、日々地域活動にいそしむ人は多く、八尾の地域力、市民力はまさにおせっかいの塊であるといえます。

市民アンケート結果からは、コロナ禍を経て、近所づきあいの希薄化が指摘される一方で、近隣で暮らしの困りごとを抱えている人がいたら、何らかの行動をとると回答した人が多く、地域の関わりやつながりの重要性が再確認されました。今後は、コロナ禍の経験を生かし、地域を舞台にさまざまな人や団体が行っている「おせっかい」活動をさらにパワーアップさせるため、社協や出張所、人権コミュニティセンター（隣保館）などが、新たな事業展開や環境整備を地域とともに進めていきます。

また、地域活動の担い手不足の声が多い中、活動への負担軽減に取り組む必要があり、若い世代・新しい層とのつながりを作るためにも、参加しやすい活動にしていく工夫や活動の魅力発信が必要です。そして、すべての人があいそぎを感じるまちにするため、地域を拠点とするあらゆる機関、あらゆる人が支え手・受け手の関係を超えて、つながり、支え合う基盤づくりを行っていきます。

基本目標の達成を計る指標（アウトカム指標）

地域での福祉活動が
活発だと思える市民の割合
（市民意識調査）

策定時
令和元年度
（2019年度）
29.9%

現状
令和5年度
（2023年度）
29.7%

目標
令和10年度
（2028年度）
60.0%

現状

- 地域活動をしている人の多くは楽しいと感じているのに担い手が増えない。
⇒活動の楽しさが伝わっていない。(市民アンケートでは、近所づきあいのある人ほど地域活動の参加意向が高い傾向が見られる。)
- 福祉に関する情報が入手できていない人が多い。
⇒世代に合った情報発信ができていない。こどもたちが地域福祉にふれる機会が少ない。
- 調査結果から“障がい”に対する理解が進んでいるとはいえない。
⇒日常的に考える機会や当事者と関わる機会が少ない。

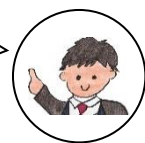
課題

- 時代やニーズに即した取組みを通じて、地域活動の魅力を広く周知する必要がある。
例) コミュニティ通貨「まちのコイン」の活用、デジタルサポーターの養成・活動支援など
- 各世代に届く内容や手法で情報発信をする必要がある。
- 福祉を身近に感じる機会を増やす必要がある。
- 福祉や人権に対する理解を深める必要がある。
- 担い手の育成と確保による活動の活性化が必要となる。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 時代やニーズに即した取組みにより、地域福祉の魅力発信を行う。
- 世代に捉われない担い手の育成と確保による活動の活性化を進める。
- こどもの主体的な企画を大人がサポートするといった多世代交流による相互の関係づくりを深め、困っている人などへのおせっかいの輪を広げる。

今後は、担い手の育成と確保に全力で取り組んでいく必要があります。きっかけは何でも、取り組みも何でもをモットーに！！



具体的な取組①

地域福祉のおもしろさを拡散する

地域には、たくさんの「福祉」にかかわる仕事や活動がありますが、その活動や情報は、限られた人にしか知られていなかったり、限られた範囲で実施されていたりして、その魅力が広く知られているとはいえない状況です。

地域福祉が「身近にあること」「頼れる味方であること」「おおきなやりがいがあること」など、地域福祉の魅力を伝えるさまざまな場面や機会をつくったり、方法等を工夫して情報発信していきます。

取組み内容



- 「地域福祉」が目に入り、活動の楽しさを感じられる機会を増やす
- 地域福祉の「プラットフォーム」をつくる
- 地域福祉の「広告塔」をつくる

具体的な取組②

福祉のこころを育てる

次代を担う子どもたちに、福祉活動を知ってもらい、その大切さを感じ、地域福祉の担い手として、活動してほしいという思いを持っている人がたくさんいます。

他人に対して無関心である人が増えている中、さまざまな人が社会にいて、また相手を思いやる行動を幼い頃から身近に感じ、学ぶ場や機会を増やしていくことが必要です。

こどもの意見や声を反映できるしくみを設け、こどもが主体性や創造力を十分に発揮できる機会をつくることが大切です。また、こどもが企画・運営する地域活動を、大人がサポートすることで盛り上がっている地域もあり、地域活動を通じて、こどもも大人もお互い様の関係を築き、「おせっかい」を浸透させていきます。

また、こどもだけでなくすべての市民が、身近な地域の課題を解決する力を育てていくための福祉教育を進めていきます。

取組み内容



- 世代や属性を超えてさまざまな人がつどい学べる場をつくる
- 地域で子どもたちの福祉の芽を育てる

具体的な取組③

人権の視点に立った地域をつくる

人権尊重は、生活をする上で、最も基本となる意識です。ともに生きていく社会をめざしていくため、差別や格差、孤立などといった問題が地域生活課題の一つであることを意識し、地域住民の人権問題に対する理解を深めていくことにより、その壁を取り除くとともに、地域で活動するすべての主体が、ともに理解し合い、認め合える地域づくりを行います。

取組み内容



- 多様性を理解する機会を増やす
- 人権福祉教育をひろめる

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
さまざまな人がつどい学べる場の 修了者数	— 令和元年度 (2019 年度)	74 人 令和 5 年度 (2023 年度)	100 人 令和 10 年度 (2028 年度)



紅たでさんのコラム

「学び得たスキルを地域活動へ」

本市では、自分の知識や特技を活かして活動できる福祉人材を発掘し、育成する取組みを進めています。

急激なデジタル化により世代間の情報格差が広がりを見せる中、地域住民がスマートフォンの基本操作や教えるコツを学び、そこで得たスキルを活用して地域活動につなげるため、令和 3 年度（2021 年度）からデジタルサポーター養成講座を開催しています。合計 92 名に参加いただき、受講者の中から市民団体が結成されるなど、地域の身近なスマホの相談役として地域福祉活動の担い手のすそ野の拡大にも寄与しています。

その後、受講した市民同士で団体を立ち上げて地域福祉推進基金事業助成金を活用し、ふれあい喫茶と連動したりスマートフォンの使い方相談会を開催するなど、スマートフォンの身近な相談役として、また、スマホを媒体に身近な居場所になるような活動を始めています。

さらに、産学公民が連携し、学生ボランティアに参画いただき、次世代の担い手の育成を進めるとともに、商業施設内でイベントを行うなど、仲間を増やしながら活動の幅を広げています。

私は、こうした自らの学びで完結するのではなく、得たスキルを活用して地域福祉活動に参加することは、地域福祉の面白さを体感して自らの経験を豊かにし、あわせて、地域活動の担い手を増やす取組みだと感じています。



1 - (2) 地域力向上に向けた支援

現状

- 地域活動が定番化しており、アフターコロナの活動に苦慮している。
⇒地域のニーズや社会情勢に合わせた柔軟な取組みがしにくい。コロナ禍の活動休止で、担い手の交代等もあり活動のノウハウが分からない状態になった。
- 楽しく活動している福祉関係者は以前よりも増加している。一方、半数以上が活動を負担に感じている。
⇒負担感が先行し、新たな担い手の確保につながらない。
- 知られていない地域活動が多く、実際の参加につながらない。
⇒活動する人のモチベーションが維持しにくい。

課題

- 地域活動の幅がひろがるように支援する必要がある。
- 活動の負担感を減らし、モチベーションを上げる必要がある。
- アイデアを形にして、よい取組みを他の地域にも拡散する必要がある。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 地域活動の担い手の負担軽減を図りつつ、活動の担い手を広げる取組みを進める。
- 地域活動の好事例を「見せる化」して情報発信し、地域間の情報共有を図って地域活動が広がるよう支援する。

具体的な取組① 地域の「やってみたい」「やってみよう」を応援する

地域では、地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動をはじめ、民生委員・児童委員の見守り活動など、さまざまな個人や団体が支え合いの取組みを行っています。より多くの方が担い手となって地域で活躍できるよう、地域活動を行うにあたっての負担軽減を図ります。

地域がアイデアを出し合い「やってみたい」「やってみよう」と思ったことが実現できるよう、社協や地域拠点である出張所などを通じて、さまざまな社会資源を巻き込みながら、ともに地域の夢の実現を行います。

取組み内容



- 地域活動をする人や団体同士の相乗効果を生み出す
- 学校、民間企業などさまざまな主体と地域をつなげる
- 地域福祉活動のスタートアップやステップアップを応援
- 地域活動の負担軽減を図り、担い手を広げる

具体的な取組② 地域づくりのプロフェッショナルを育てる

地域には、人材、拠点、ネットワークなどさまざまな地域資源や「地域づくりの知恵やノウハウ」など、そこにしかない魅力や強みがあります。それらの地域特性やニーズを把握し、適切に地域活動へ反映していくなど、必要な地域支援スキルを高めるとともに、地域間の交流を深め、お互いの活動を高めていくため、社協コミュニティワーカー（CoW）や出張所、人権コミュニティセンターなどによる地域支援の充実を図ります。

取組み内容



- 社協コミュニティワークの充実
- 地域づくりのコーディネーターのプロをつくる、育てる

具体的な取組③ 地域福祉活動の見せる化

地域活動は、それぞれの団体や地域で行われるため、他の活動内容を知る機会がありません。それぞれの団体や地域が自らの活動を見せ合い、比べたり、ほめあったりすることで、活動の楽しさを共有し、地域のモチベーションを高め、さらには、地域間連携を促すことをめざします。

取組み内容



- お互いのよいところを見せ合う場をつくる
- 紙媒体の広報物の見せ方を工夫したり、SNS 等を活用したりして、活動の楽しさを共有して広める

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
八尾市地域福祉推進基金事業助成金活用件数	8件 令和元年度 (2019年度)	7件 令和5年度 (2023年度)	20件 令和10年度 (2028年度)



えだまめさんのコラム 「地域福祉推進基金事業助成金について」

私自身も地域の福祉活動を新たに始める際に、地域福祉推進基金の助成金を何度か使わせていただきました。この助成金は、地域の「やってみよう!」「やってみたい!」を応援することを目的に、市民の福祉意識の向上と障がい福祉意識の向上に寄与する事業に対し、活動費用を助成してもらえるものです。小規模の取組みから始めて、その活動を充実させるためにも使えますよ。

この助成金を担当している紅たでさんも、団体の規模や活動年数等にとらわれずに基金を活用できるように、制度の内容を工夫していたり、これまでの広報手段に加え、直接、地域で活動するキーパーソンに働きかけるなど、周知にも積極的に取組んでおられます。

今後、助成期間が終わっても継続した活動ができるよう好事例を紹介したり、社協や出張所と連携しながら基金の申請団体同士の交流を図るなど、活動をする中での相乗効果も生み出していきたいと考えているみたいです。地域でつながり支え合いながら地域づくりに貢献できると、さらにやりがいを感じますね。

現状

- 地域が協力して取組む分野は「高齢者世帯への見守り・支援」が半数を超えている。
⇒高齢者以外への支援の必要性を意識する人が少ない。
- 地域における助け合いや活動の活発化に必要なこととして、「住民相互の交流、つながり」を挙げる人が多い。
⇒気づきやつながりのきっかけがないと活動が活発化しにくい。
- 相談機関につながれた時点で課題が重篤化していることがある。
⇒ちょっとした変化に気づき、支援につながる体制づくりが進んでいる。

課題

- 高齢者以外にも支援が必要な人がいることを知ってもらう必要がある。
- 地域の交流を増やすことによって、つながりを強化する必要がある。
- 変化に気づいて、早期に支援につなぐ体制を強化する必要がある。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 地域や学校・関係機関等が協力して、地域の課題を「見つける力」をキャッチして、対応する取組みにつながる支援を行う。
- 地域住民みんなが地域で緩やかにつながり、その地域になじめるようなコミュニティの形成に向けた仕掛けづくりに取組む。
- 令和5年度に社協が実施した市内全32地区の地区福祉委員会へのヒアリング結果を踏まえ、グループ支援の在り方を再検討し、特に、社協コミュニティワーカー（CoW）が個別の相談から、地域内の居場所への参加につなぐなど、地域の見つける力を支援に結びつけるしくみを強化する。

具体的な取組① 地域の「見つける力」を高める

地域には、高齢者やひとり親世帯、ひきこもりや8050世帯など、さまざまな人や世帯が生活しています。「何かおかしい」と地域のちょっとした変化に気づけることが、地域の中で困りごとを抱える個人やその家族を見つける大きな力となります。

この「気づき」の視点をすべての市民やそこにある企業や商店までもが持てるよう、ちょっとした工夫や学び合いの場をもち、地域の見つける力を養います。

取組み内容



- 八尾市民の「ほっとかれへん」を目覚めさせる
- 「気づき」をレベルアップするための経験をつむ

具体的な取組② 地域の「見つける力」をつなげる

地域の「見つける力」は、一つよりふたつとたくさんつないでいくと、困りごとを抱える個人やその家族を見守るネットワークとなります。また、市民だけでなく、企業や商店など多様な主体がキャッチした「気づき」を、地域福祉活動の担い手、社協コミュニティワーカー（CoW）や出張所、人権コミュニティセンターと共有し、高齢者あんしんセンターなどの個別支援の専門職とも共有することによって、的確な支援につながります。その地域の住民みんなが緩やかにつながり、地域になじめるようなコミュニティの形成に向けた仕掛けづくりに取組みます。

地域で活動する多様な主体の「気づき」、「見つける力」をつなぐことで、見守りのネットワークをつくり、自ら声をあげにくい方など「誰ひとり取り残さない」地域づくりを行います。

取組み内容



- つなげる「キーパーソン」をつくる
- 変化に気づき、気軽に共有できるしくみをつくる

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
見守り活動への協力事業者数	701 件 令和元年度 (2019 年度)	658 件 令和5年度 (2023 年度)	745 件 令和10年度 (2028 年度)
「災害時要配慮者支援指針」に基づく 同意者リスト活用小学校区数	— 令和元年度 (2019 年度)	5 小学校区 令和5年度 (2023 年度)	28 小学校区 令和10年度 (2028 年度)



基本目標 2

多様な主体の参加支援と連携・協働の推進

身近な地域で心の通う人間関係を育むことや、一人ひとりが身近な地域を舞台に個性や創造性を発揮しながら役割を担っていくことは、人に安心感を与えるだけでなく、生活の豊かさの幅をひろげることに繋がります。地域住民が主体的に開催する行事や事業者等が独自に行う活動等も、積極的に情報収集し、社協コミュニティワーカー（CoW）や社会福祉法人、出張所等と連携し、世代や属性を超えて交流できる場や居場所等の開発等を進めます。地域に住まう、また、活動するすべての人が、地域を好きになり、しあわせを感じて暮らしていけるよう、3つのおせっかいを実行します。

- ① **市民へのおせっかい** 地域の中で、誰ともつながらず、また、つながりを拒否している人や世帯が、有事には頼れるようなほどよい距離感で自然につながれるしくみをつくります。

アンケートにおいて、コロナ禍を経て、地域の関わり・つながりを重要だと思うようになったと回答した人が2割程度おられる結果が出ています。

⇒世代や性別等の属性を超えて、交流できる居場所づくりを進めます。

- ② **地域へのおせっかい** 地域活動のさまざまな形を創り出し、地域活動に参加したいけれど、まだ行動につながっていない潜在的な担い手を行動につなげます。アンケートにおいて、地域活動へ今後参加したいと思う条件としては「自分にあった時間と内容の活動であれば参加する」（27.3%）、「気軽に参加できる雰囲気であれば参加する」（15.1%）が多くありました。

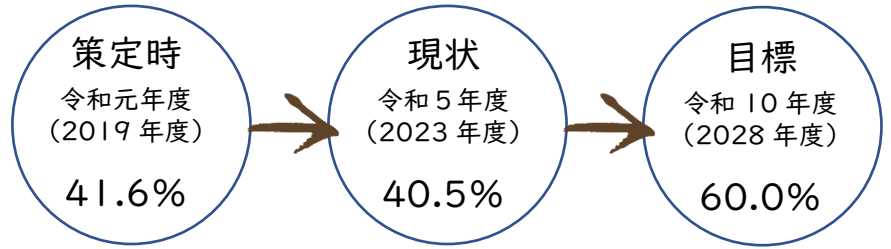
⇒デジタルサポーター養成講座など、活動が発展的に広がった実践例をもとに行事等を工夫したり、社協のボランティアセンターがマッチングを進める等により、地域活動に参加したり、継続的に福祉活動に関わってもらえるおせっかい人材の増加をめざします。

- ③ **企業等へのおせっかい** 地域にある社会福祉法人、企業、NPO、学校などの多様な主体が持つ強みを福祉に使っていきたくするようなしかけをつくります。

⇒フードバンクや住宅確保が難しい方への支援など関係機関、団体等の連携による取組みを進めます。

基本目標の達成を計る指標（アウトカム指標）

地域活動や市民活動に
参加した経験がある
市民の割合（市民意識調査）



地域活動への参加のきっかけづくりのため、地元中小企業、大手企業、大学、金融機関が連携したコンソーシアム「みせるばやお」の市内会員企業のみなさんに、重層事業のPRや地域の居場所づくりに向けた連携を提案しました。また、ショッピングモールで開催したイベントでは、コミュニティ通貨「まちのコイン」を活用して、地域共生社会に関するクイズに参加してもらい、啓発に取組みました。



現状

- 地域活動への参加者が固定化している。
 - ⇒活動のマンネリ化、新たな参加者が入りにくい雰囲気につながる。
- 市民の約半数は地域活動への参加意向があるが、若い人が参加できていない。
 - ⇒きっかけがないため、参加につながらない。
- 「自分に合った時間」「特技を生かせる」「仲間と一緒に」であれば、参加したいと思う人が多い。
 - ⇒自分の都合に合った活動の場や機会がない。
- 近所づきあいの希薄化が進んでいる。
 - ⇒こどもたちが地域のつながりを実感する機会や場が少なくなっている。

課題

- 参加促進に向けた新しいスタイルの交流の場や地域活動が必要である。
- 誰でも気軽に参加できる場や機会づくりが必要である。
- 地域活動に参加したことがない人は、仕事や家事等で忙しく時間的制約を理由とする人が多い。
 - ⇒自分にあった時間と内容であれば参加すると思う人、地域活動に参加してみたいと思う人を引きこむきっかけづくりが必要。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- こどもの主体的な企画を大人がサポートするといった多世代交流による相互の関係づくりを深め、困っている人などへのおせっかいの輪を広げる。
- 近隣や地域での心地よい距離感を保ちながら、いざという災害時に備えて助け合える関係を築くことを目的に、身近な地域でのつながり・関係性づくりを進める。
- 世代や性別等の属性を超えて、交流できる居場所づくりを進める。

具体的な取組① 交流の場、居場所づくり

誰でも気軽に交流できる場があることは、人と人とがつながれるきっかけとなります。

人と人とがつながれば、安心や生きがい生まれ、また、何かをはじめめるきっかけにもなります。

すでに地域で実施されているふれあい喫茶などの集いの場に加え、集わなくてもつながれる方法や買い物ついでにつながれる場など、つながる手段や場所を増やしたり、周知、広報することで、あらゆる市民が地域で自分の居場所を見つけ、誰かとつながれることをめざします。

取組み内容



- 「用事・お出かけ・買い物」ついでに立ち寄れる（ほどよい距離感で緩やかにつながれる）場をつくる、広げる
- 「うれし・楽し・おもしろ」すぎてワクワクする場をつくる、広げる

具体的な取組② 地域で活動する場や機会をつくる（おせっかい活動をひろげる）

地域の誰もが気軽に参加できる地域活動の場や思わず参加してしまうような場や機会をひろげます。

福祉関係者の多くが地域活動に「やりがい」や「誇り」を感じていることから、地域活動には、大きな活力や生きがいを生む力があるといえます。さまざまな市民、子どもや若い人が、お互いの活動スタイルを尊重しながら、参加しやすい地域活動をはじめ、新たな地域活動の場や機会をつくったり、今ある活動を広げていきます。

取組み内容



- 時間や場所にとらわれず世代や属性を超えて活動できる場をつくる、広げる
- 「すき」や「とくい」を生かせる活動を増やす
- こどもの頃から地域のおせっかいにふれる原体験をつくる
- おせっかい応援制度をつくる

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
地域資源マップ登録件数	326 件 令和元年度 (2019 年度)	321 件 令和5 年度 (2023 年度)	400 件 令和 10 年度 (2028 年度)

2 - (2) 地域福祉の担い手のすそ野拡大

現状

- 高齢化が進むにつれ、地域活動の担い手や後継者の不足が加速化している。
⇒将来の地域活動が維持できなくなる。
- ボランティア活動に今後参加したいという人がいても参加につながっていない。
⇒自分の知識や特技を生かせる場がない。
- 無償で誰かに助けてもらうのは気が引けるが、高額だと頼めないという声がある。
⇒ちょっとしたことを頼む相手がいない。
- 支援を必要とする世帯の課題が複雑化・複合化してきている。
⇒相談援助の専門職の高いスキルがないと対応できない。

課題

- 「担い手不足」「後継者不足」の解消に向けた掘り起こしが必要である。
- さまざまなニーズに対応できるよう多様なボランティアを募る必要がある。
- ちょっとした困りごとに対応できる有償のしくみが必要である。
- 専門的な知識やスキルを持つ人材を育成する必要がある。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 地域の福祉人材になり得る地域住民の発掘・登用・育成・活躍推進に取り組む。
- ライフステージごとに、地域での活躍の舞台も変化することもあり、ステージに応じた地域活動の広報・周知を行う。
- 「おせっかい人材」の発掘・育成につながるよう SNS を活用して活動の担い手として仲間を増やす取り組みを行い、気軽に参加できるしくみを整える。また、社協コミュニティワーカー（CoW）や関係機関と連携しながら、地域で何かやってみたいと思う人をボランティア活動へまきこむ工夫を行う。
- 「福祉職の人材育成方針」に基づき、市の福祉人材が知識習得を経て、そのノウハウを共有し職場内で教えあえる体制づくりを推進する。

具体的な取組①

「おせっかい人材」を見つける、育てる

高齢化の進行や、若い世代の地域参加の減少などで減ってきている「おせっかい人材」を増やします。

八尾の地域は、「あの人ほっとかれへんわ」と思ってしまうこの「おせっかい人材」に支えられているため、「おせっかい人材」の減少は、地域福祉に危機的状況をもたらすといっても過言ではありません。さまざまな場や機会を活用し、**まずは活動に触れてもらい**、おせっかい精神を伝え・広げ、地域の「おせっかい人材」を見つけ、仲間を増やし、育てることに取組みます。

取組み内容



- ライフステージに応じた広報・企画で「おせっかい人材」を発掘する
- おせっかい精神を広げる
- 「おせっかい人材」を養成し、地域につなげる

具体的な取組②

ボランティア団体を地域へつなげる

社協ボランティアセンターが中心となり、市民や地域のさまざまな課題やニーズに対応できるボランティア団体の育成や支援を行うとともに、ボランティア同士の連携や交流に取組みます。また、社協内の各部門が連携し、地区福祉委員会などの地域活動とテーマごとに集まって活動するボランティア団体等が、各々の特長を活かして協働・連携できるようコーディネートします。

また、ボランティア活動自体についても幅広い市民に知ってもらうため、広報活動にも力を入れ、誰でも気軽に参加でき、活用できるしくみづくりを行います。

取組み内容



- ボランティア活動をしてみたい人の受け皿を広げる
- 地域ニーズに合ったボランティアを増やす、つなげる
- 自分の知識や特技を生かしたボランティア活動のにぎわいをつくる

具体的な取組③

たすけあい有償活動をひろげる

ひとり暮らし高齢者の増加や地域のつながりの希薄化が進むにつれて、今後“電球の交換”や“買い物代行”など、社会保障制度で対応できない困りごとが一層増えてくると予想されます。普段の暮らしの中のちょっとした困りごとをキャッチし、住民同士で助け合う活動を行うしくみとして、有償による新たな「おせっかい」のしくみをひろげていきます。

取組み内容



- 住民の「困った」と「役立ちたい」をマッチング
- 住民の「とくい」を生かせる有償活動

具体的な取組④

福祉のプロを育てる

今後、支援を必要とする人の増加や生活課題の複雑化・複合化により、専門的な知識やスキルを持った福祉人材がますます必要となります。

市民一人ひとりの福祉課題やニーズにきめ細やかに対応する福祉人材を育成するとともに、キャリアアップを図ります。また、社協をはじめ、他の社会福祉法人やサービス提供事業所等と連携による福祉人材の確保、育成に取り組めます。

取組み内容



- 福祉人材の魅力を伝える
- 専門性を高める研修や職場内教育（OJT）を実施する
- 社協、社会福祉法人やサービス事業所等と一緒に福祉のプロを育てる

具体的な取組①～④に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
地域の福祉活動に関わっているボランティアセンターにおける福祉ボランティア登録者数	1,852 人 令和元年度 (2019 年度)	1,334 人 令和5年度 (2023 年度)	1,600 人 令和10年度 (2028 年度)
市民後見人バンク登録者数	28 人 令和元年度 (2019 年度)	34 人 令和5年度 (2023 年度)	60 人 令和10年度 (2028 年度)

2 - (3) 多様な主体との連携強化

現状

○地域では、民生委員・児童委員や地区福祉委員会などの既存団体の連携ができて
いるところが多い。

⇒地域と福祉関係者との連携が進みはじめている。

○地域の団体は、企業やNPO、学生との連携が必要だと考えている人が多い。

⇒企業やNPOなどと交流をするきっかけがない。

○近所づきあいが希薄化する一方で、助け合いを必要と考える人が多い。また、支
援を必要とする世帯の課題が複雑化・複合化してきている。

⇒市と社協が強力なタッグを組まなければいけない。

課題

○企業やNPO、学校などさまざまな主体の連携が必要である。

○地域と社会福祉法人の連携が必要である。

○市と社協がともに「おせっかい日本一」の八尾市づくりに取り組む必要がある。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

○福祉の相談・支援を担う専門人材により、学校・企業・関係機関等との地域連携
を支援していく。

○災害時対応やフードバンク等を例に、社会福祉法人と連携した地域づくりを進め
る。

○地域の課題が共有できる場を身近な地域で広げていく。

具体的な取組①

企業・NPO・学校等とつながる

地域のさまざまな課題を解決するためには、地域住民だけでなく、各種団体と連携・協力することにより、地域の課題を共有し、解決力を高める必要があります。

地域と企業、NPO、学校等が日ごろから「顔の見える関係づくり」や「地域の課題の共有」を行い、ともに課題解決を行えるしくみをつくります。また、企業の福祉分野での社会貢献活動を促します。

取組み内容



- 企業と福祉の接点を地域でつくる
- NPOの強みを地域福祉活動につなげる
- 学校等とのコラボレーション

具体的な取組②

社会福祉法人の活躍の見える化

社協と連携しながら、市内の社会福祉法人が取組む多様な地域貢献活動（生活困窮者への支援、働きづらさを抱えている方への就労サポート、災害時の福祉避難所としての要配慮者の受入れ等）について集約し発信することで、他の社会福祉法人の地域貢献活動をひろめていくとともに、地域住民が必要なときに必要な支援・サービスにつながるしくみをつくるなど、社会福祉法人と連携した地域づくりを進めていきます。

取組み内容



- 社会福祉法人の取組みの見える化
- 地域のニーズにあった地域貢献活動をひろめる

具体的な取組③

八尾市社会福祉協議会とともにめざす「地域福祉の推進」

本計画の基本理念である「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち ～ おせっかい 日本一 ～」を実現するためには、社協との共走が不可欠です。社協が策定する「地域福祉活動計画」の各目標が、地域でくまなく実現できるよう、また、地域で活動するさまざまな人や団体、事業者や機関とともに地域福祉を推進していけるよう、社協の基盤強化を行い、ともに「おせっかい日本一」をめざします。

取組み内容

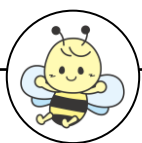


- さまざまな場や機会を社協と共有する
- 地域福祉活動計画との一体的な推進

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
地域内のさまざまな主体での会議回数 （高齢者、障がい者、学校園等、保育所 （園）、児童に関する地域内施設等）	41 回 令和元年度 （2019 年度）	69 回 令和 5 年度 （2023 年度）	82 回 令和 10 年度 （2028 年度）



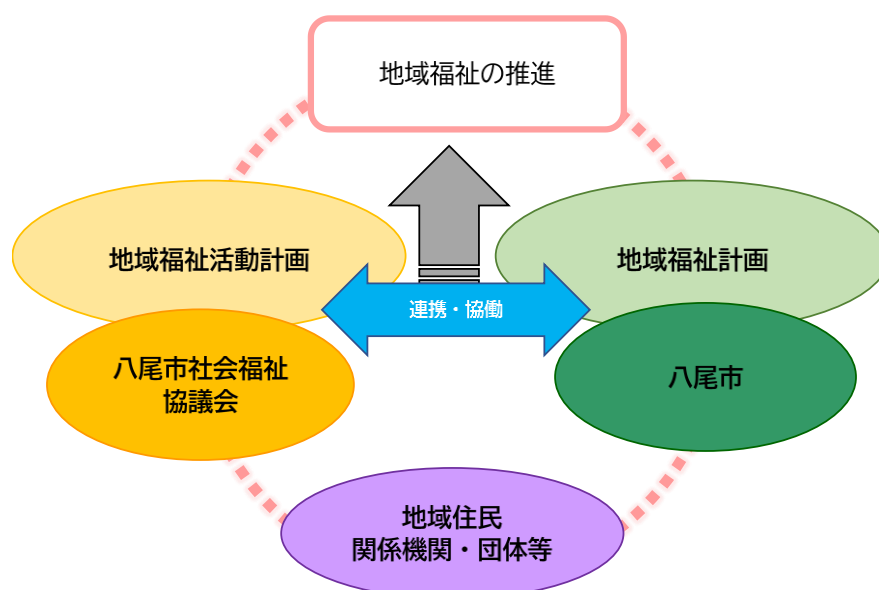
ヤッピーのコラム

「八尾市社会福祉協議会と八尾市 ～ 社協と市でともにめざす「おせっかい日本一」 ～ 」

社協は、社会福祉法第 109 条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられている社会福祉法人で、地域共生社会の実現に取り組む八尾市とはつながりの深い団体です。地域住民や社会福祉の関係者等の参加・協力により組織され、活動しているという特徴があり、民間団体としての自主性と、広く地域住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という 2 つの側面があります。

社協では、地域住民同士の助け合いや支え合いの活動を支援するため、地区福祉委員会を中心とした小地域ネットワーク活動、ボランティアセンターや権利擁護センターの運営、生活困窮者自立支援事業、民生委員・児童委員等の福祉関係団体の事務局等多岐にわたる事業を行っています。

また、八尾市の重層事業において、主要な役割を担っています。本計画と社協の「第 4 次八尾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画」の互いの理念や課題を共有するとともに、さらなる連携強化により、市と社協がともに地域福祉を推進していきます。





基本目標3

身近な地域で支援が届くしくみづくり

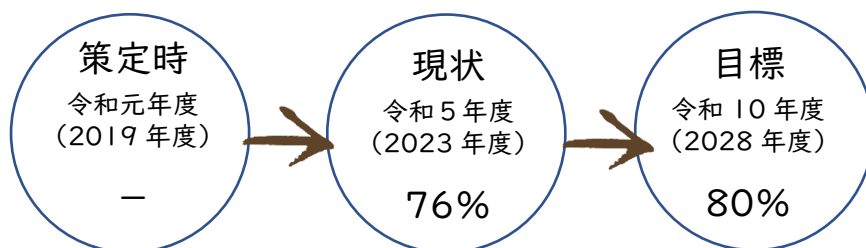
地域には、老老介護世帯やひとり暮らし高齢者世帯、8050問題にごみ屋敷、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラー、孤立死、住まいの困りごとなど、さまざまな地域生活課題が存在しています。それらは、単体であるのではなく、専門性が必要とされる課題が絡み合いながら複雑化・複合化している場合が多い上、地域からの孤立や支援拒否などが支援につながることを妨げ、課題をますます深刻化させています。

このような中で、介護、障がい、こども、生活困窮、医療・保健、権利擁護などの暮らしを支える関係事業の充実を図るとともに、地域で盛んに行われている地域福祉活動と情報を共有し、専門機関等がしっかりとタッグを組んで課題解決に向けて取組んでいけるよう、課題を抱える人や世帯をまるごと支援する専門職等によるおせっかい体制をつくります。

また、本市では、これらの課題等に対し、専門職等がスムーズに支援タッグを組めるよう、地域で困りごとにしっかりと向き合い、活動する福祉生活相談支援員等を巻き込みながらコーディネートする「つなげる支援室」が中心となり、誰ひとり取り残さない支援を行っています。

基本目標の達成を計る指標（アウトカム指標）

つなげる支援室で
支援調整などを行
い終結した割合



3 - (1) 地域の権利擁護の推進

現状

- 権利擁護に関する相談窓口の認知度は低い。
⇒制度につながらず、悪質商法や詐欺などの消費者被害が増える。
- 後期高齢者が増えるため、判断能力が十分でない人の支援のニーズは高まる。
⇒成年後見制度への理解が進まないと、適切な支援につながらない人が増える。
- 全国的に高齢者虐待・児童虐待は増加傾向である。
⇒対応が遅れると命に関わる問題になる。また、支援の担い手が不足する。

課題

- 権利擁護に関する事業・制度、窓口の周知が必要である。
- 成年後見制度の利用促進にあたって、「手続きの負担軽減」「制度の周知」「経済的な負担の軽減」「窓口の明確化」を総合的に行う必要がある。
- 虐待防止に向けた早期発見・早期介入・早期対応が必要である。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 地域から孤立している方へのアプローチとして、地域で活動する多様な主体による見守り、相談機関等の連携・支援により、権利擁護の取組みを進める。
- 市民後見人養成講座修了者等が、後見人の受任だけでなく、社協が実施する見守り支援等において活躍できるしくみづくりを進める。
- 暴力、虐待、消費者被害の早期発見・早期対応できる体制を強化する。
- 権利擁護に関する制度や相談窓口等の情報を、必要な方に届けられるよう引き続き周知を行う。

具体的な取組① 暴力・虐待に「気づく」「見つける」「声をかける」「つなぐ」

地域における DV などの暴力、こどもや高齢者、障がい者への虐待は「ぜったい許さない意識」を高めます。また、地域の「見つける力」と関係機関が連携し、暴力や虐待の早期発見や早期対応のできる体制の強化を図ります。

さらには、DV 被害者や被虐待者が、地域で孤立することがないように、地域で活動する多様な主体による見守り、近隣とコミュニケーションを持ちながら、暴力・虐待を見つけたら、勇気をもって通報できる地域づくりを行います。

取組み内容



- 地域で「暴力・虐待を許さない意識」を高める
- 早期発見、早期対応に向けた取組みを行う

具体的な取組② 認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない人は、自分で預貯金などの財産管理、介護サービスの契約などの手続きをすることが難しい場面があります。また、自分に不利益であっても正しい判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法や詐欺などの消費者被害に遭うおそれもあります。

たとえ、判断能力が十分でなくても、あるいは、障がいのある人が親なきあとも、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度による支援が必要な場合には速やかに制度が利用でき、その人が安心して自分らしく生活が送れるよう支援していきます。

また、市民後見人による活動は、寄り添い型の支援と言え、おせっかい精神が活きる取組みであり、養成講座修了者等が活躍できる場を広げていきます。

取組み内容



- 認知症になっても、障がいがあっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう「八尾市成年後見制度利用促進計画」(P59・60)に基づく取組みを進める
- 市民後見人養成講座修了者等が見守り支援等で活躍できる場をつくる

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
権利擁護に関する相談件数（チーム派遣・個別相談・専門相談・市民後見人相談の合計）	— 令和元年度 (2019 年度)	465 回 令和 5 年度 (2023 年度)	600 回 令和 10 年度 (2028 年度)
市民後見人の受任件数	5 件 令和元年度 (2019 年度)	7 件 令和 5 年度 (2023 年度)	20 件 令和 10 年度 (2028 年度)

現状

- 経済的困窮や就労に対する支援ニーズは高い。
⇒ニーズに対する支援や就労・社会参加の場が不足している。
- 生活困窮者は、必要な医療や介護を受けていないなど、日常生活に幅広く影響が出る。
⇒そのままにしておくとともにさらに問題が複雑化する。
- 地域から孤立している人やひきこもりの人の困窮の実態が分からない。
⇒支援につながらないまま取り残されている可能性がある。

課題

- SOSを見逃さないよう日常生活の中で誰かが見守るしくみが必要である。
- 早期支援につなぐための手立てをとる必要がある。
- 課題が幅広いため、連携して支援につなぐ必要がある。
- 自立に向けた寄り添い型の支援が必要である。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 各窓口での相談対応から、適切な機関につなぐしくみを継続し、市民のSOSを受け止める。
- 生活支援相談センターと関係機関の連携により、支援にたどり着けない人や支援が途切れてしまわないように、アウトリーチの実施など、誰ひとり取り残さない支援体制を強化する。また、住宅確保に関する相談支援の取組みを進める。
- 必要な情報が必要な人に届くよう、周知・啓発を徹底するとともに、オンラインでの情報発信など、ICT活用を進める。
- 相談に組織として対応できる体制を強化し、関係機関同士の連携を深める。

具体的な取組①

誰ひとり取り残さない相談窓口

「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、地域には、さまざまな困りごとを抱え、生活に困窮している人や世帯がおられます。中には、犯罪や非行をして、仕事や住まいを失い、その後の生活を立て直せない人がいます。

これらの人や世帯に対し、まずは受け止め、さまざまな機関と連携し、まるごと支援を行っていきます。さらには、支援拒否などの理由により、支援につながらない人や世帯に対しては、生活困窮相談窓口などのアウトリーチを通じて、誰ひとり取り残さない支援を行います。

また、困りごとを抱えた方に、必要な情報が届くよう、オンラインを活用して情報発信等に取り組みます。

取組み内容



- どこにもつながらない相談を受け止める
- 早く気づく、早く支援につなげる
- 「八尾市再犯防止推進計画」(P62)を策定し、犯罪をした人の生活再建・社会復帰を支援し、再犯防止の取組みを進める。



紅たでさんのコラム

「誰ひとり取り残したくない私の思い」

令和2年(2020年)8月に本市では特別定額給付金の申請を出さなかった方への訪問勧奨事業(訪問して申請を出してもらうように呼びかけをする事業)を行いました。

特別定額給付金は、すべての市民にひとり10万円をお渡しする事業です。新型コロナの対策で、すべて郵送で申請するしくみでしたが、高齢者を中心に、書き方の分からない人が市役所にたくさん来られました。その様子を見て、他にも申請ができない人がいるんじゃないかと思ったのがこの事業をやろうと思ったきっかけです。

さまざまな理由で申請できなかった人が申請につながった一方、手続きが面倒だという人、住所を置いたまま所在の分からない人、近所との交流が全くない人など、地域とのつながりが希薄な方の存在が明らかになりました。また、訪問の結果、申請が出ていなかったのは、高齢者よりも40代、50代の方で、男性のひとり暮らしの人が多いう結果になりました。

この事業を通じて、地域のつながりの大切さや制度の狭間にいる人への支援の必要性を強く感じました。地域共生社会づくりに向けた地域づくり支援、参加支援、相談支援を充実させていくことが本当に必要だと実感しています。

私は、たくさんの人に理解をしてもらって、一緒に考えて行動してもらうことで、誰ひとり取り残さない地域づくりを進めていきたいと思っています。

具体的な取組②

自立への支援

社会参加をすることは、社会や地域で活躍できる役割を持ち、誇りや生きがいを見つけることにつながります。多様な機関との情報共有や、福祉分野以外との連携、さまざまな働き方の周知・啓発などにより、多様な就労の場づくりや社会参加の場づくりを進めます。

取組み内容



- 社会参加の場の開拓や創出
- 就労訓練、就労の場の開拓や創出

具体的な取組③

たくさんの人や支援がつながる

生活支援や住宅確保、若者支援、こどもの貧困の解消に向けた支援、生活福祉資金貸付制度など、さまざまな機関や制度とつながり、生活困窮者のまろごと支援を行っていきます。また、社協、民生委員・児童委員による訪問や地区福祉委員会による見守りなど、地域福祉活動による支援もあわせて行っていきます。

さらに、住まいに関する相談が増える中で、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居が進むよう、居住支援法人や不動産事業者等と連携して取組みを進めます。

取組み内容



- いろんな分野に福祉がつながる
- 地域で気づく、地域で見守る
- 居住支援協議会を設置し、関係機関とともに住宅確保が困難な人への住まいの支援を進める

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
就労支援対象プランを作成した者のうち、就労開始または増収につながった者の割合（率）	— 令和元年度 (2019年度)	49.4% 令和5年度 (2023年度)	60% 令和10年度 (2028年度)



紅たでさんのコラム 「住宅確保への支援について」

日々窓口で市民のみなさんの困りごとをお聞きしていると、お住まいに関する相談が増えてきています。高齢者や障がい者、生活困窮者、子育て世帯、犯罪をした人、外国人など住宅の確保が自力では難しい方が増えており、居住支援法人等による入居への支援の必要性が高まっています。

令和5年度（2023年度）には、居住支援法人（社会福祉法人）がセミナーを開催（八尾市内の居住支援法人等が協力、市・社協が後援）し、賃貸住宅を貸す人も借りる人も安心できる住まい環境をどのように整えていくか、支援事例を交えて考える機会となりました。

今後、不動産事業者や福祉関係者が一緒に住まい課題について検討していけるよう、居住支援協議会の設立等も含め、市としても居住支援の取組みを進めていきます。

3 - (3) 災害時要配慮者への支援づくり

現状

- 災害の備え、地域で取組む重要なこととして、避難方法等を決めておくことが重要と考える市民が多い。
⇒実際は避難指示が発令されても危険だと判断する人が少ない。
- 近所づきあいをほとんどしていない人が半数程度いる。
⇒いざという時に助け合うことができない。
- 地域で災害時に手助けを必要とする人や世帯を把握しておくことが重要と考える福祉関係者は多いが、市民は少ない。
⇒手助けが必要な人を支援する人が不足する可能性がある。

課題

- 自力で避難できない人への実効性のある避難支援が必要である。
- 災害等の緊急時に備え、日ごろからつながりを持つ必要がある。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 避難行動に支援が必要な方一人ひとりに応じた個別避難計画の作成を進める。
- 近隣や地域での心地よい距離感を保ちながら、いざという災害時に備えて助け合える関係を築くことを目的に、身近な地域でのつながり・関係性づくりを進める。

具体的な取組①

災害時要配慮者への支援づくり

本市では、災害時要配慮者の避難行動を促進すること、避難行動支援の取組みの実効性を高めることを目的として、令和2年（2020年）3月に「八尾市災害時要配慮者支援指針」を策定しました。

この指針に基づき、「災害時に誰も取り残されることなく、安全な場所に移動・避難すること」をめざし、災害時の避難行動に備えて避難行動要支援者本人や家族が主体的に関わり、必要に応じて、地域・行政・福祉事業者が協力して、個別避難計画の作成を進めます。

また、福祉避難所の役割と機能を整理し、その充実に取組みます。

取組み内容



- もしもの災害に備える意識を高める
- 福祉避難所の充実

具体的な取組②

発災時に備えた日ごろからのつながりづくり

地域における住民間の関係づくりは、地域で主体的なまちづくりにおいて特に重要になります。その関係性は、災害時の避難支援においても有効であることから、地域コミュニティの充実につながるよう、社協と連携して、地域による同意者リストを活用した取組みを支援します。

取組み内容



- 同意者リストの地域での活用
- 「八尾市避難行動要支援者支援マニュアル」の周知と、それを活用した地域における避難支援の取組み推進

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
「災害時要配慮者支援指針」に基づく同意者リスト活用小学校区数	— 令和元年度 (2019年度)	5小学校区 令和5年度 (2023年度)	28小学校区 令和10年度 (2028年度)

現状

- 福祉の相談窓口・サービスの情報を入手できていない人が7割にのぼる。
⇒近所づきあいの少ない人、情報が得られていない人は相談相手がいない。
- 身近な相談窓口の充実を求める市民が多い。
⇒どこに行っても支援につながるしくみになっていない。
- 支援を必要とする世帯の課題が複雑化・複合化してきている。
⇒相談機関が連携しないと支援できない。

課題

- 市民の変化に気づき、市民がどこに相談をしても必要な支援につながる相談体制の強化が必要である。
- 複雑化・複合化した課題を抱えた人に対応するために相談機関のコーディネート及び、関係機関で連携して支えるしくみづくりが必要である。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 複雑化・複合化した地域課題や支援ニーズに対応するため、さまざまな相談を受け止めるとともに、分野横断的な連携を強化する。
- 支援機関と地域関係機関・団体や民間企業等と連携し、課題を抱えた人が地域で孤立せず、地域社会に参加できる機会の充実に取り組む。

具体的な取組①

断らない相談支援体制づくり

市民がどこに相談しても、必要な支援につながるよう、高齢者、障がい者、こども、健康、人権、消費などのさまざまな相談窓口がしっかり相談を受け止め、適切な相談支援機関につなげるとともに、複雑化・複合化した課題を抱えた人や世帯については、「つなげる支援室」がコーディネートして、関係機関で連携して支えるしくみづくりを行い、断らない相談支援体制を強化します。

さらに、ひきこもり等により自ら相談できない状態の人に対して、アウトリーチを通じた迅速な対応ができる体制を強化し、必要な場合は、寄り添い支援ができる体制づくりを進めます。

また、個別ケースから見てきた地域課題を、地域づくりや資源開発等につなげる機能を強化します。

取組み内容



- 制度が複数の分野にまたがるようなケースの初動支援に対応する
- 複数回に渡るアプローチが必要なケースに対して訪問等による伴走支援を行う
- 社会福祉法人のコミュニティソーシャルワーカー（施設CSW）等、公益事業とも連携し、継続的な支援を実施する
- 再び地域で孤立させないように社会に参加する機会を確保する
- 困難なケースにもしっかり向き合い支援できる専門職をつくる

具体的な取組に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	現状	現状	目標
つなげる支援室で支援調整などを行い最終した割合	— 令和元年度 (2019 年度)	76% 令和5 年度 (2023 年度)	80% 令和10 年度 (2028 年度)

八尾市では、市役所内の分野横断的なネットワークと、市民・企業・社会福祉法人・社協等による地域における関係者のネットワーク。この両方のネットワークの充実による包括的な支援体制の整備を進めています。





つなげるのコラム

「人の優しさで、やっと人間らしくなった」

30代のAさんは、仕事が続かず、借金をかかえ、税金の支払いができなくなり、市役所を訪れました。

Aさんの話を最初に聞いた窓口では、税金の支払いができない理由を探るため、Aさんにじっくり話を聞き、Aさんには支払いの問題だけではない複雑な課題があると感じたため、つなげる支援室に相談することにしました。

つなげる支援室はAさんの状況を知り、Aさんの生活を立て直す支援のため、福祉事業者、病院相談員や弁護士など、Aさんをサポートするメンバーを集め、チームを作りました。

たくさんの方がAさんのサポートに関わるようになった結果、これまで仕事を転々としていたAさんが、就労継続支援A型での仕事を無理なく続けられるようになりました。

Aさんの言葉「生きる気力がなかった自分を、ここまでサポートして、今の人間らしい生活までたどりつかせてもらった。八尾市に恩返しをしたい。買い物についてきて、何をどの量で買うとよいか、どのぐらいの予算で生活したらうまくいくか、一つ一つ丁寧に教えてもらったこと、お金の管理を粘り強く一緒に向き合ってくれたこと、今までこんなに人に優しくしてもらったことはない。自分もいつか人の役に立てる人間になりたいです。」

つなげる支援室では、Aさんのように複雑な課題を抱える方やその世帯全員の暮らしを考え、チームで手を取り合い課題の解決をめざしています。

さらに、市民がどこに相談しても、職員が、気づきのポイントを理解することにより、必要な支援につながる体制づくりを進めています。個別の課題を通して地域生活に何が必要かを見出し、課題を抱えながらも地域で生活ができるように地域の間づくりにも力を入れています。

つなげる支援室の役割

高齢者の相談



障がい者の相談



こどもの相談



これまでどおりそれぞれの窓口でしっかりと対応していきます。

しかし…

たくさんの課題を抱えている家族など、相談支援につながりにくい場合があります。
例えば、3世代同居の家族それぞれが何らかの問題を抱えているようなケースや、
疾患や困窮、セルフネグレクトなどの複数の問題をひとりで抱えているような
複雑なケースは一つの相談支援機関では解決がしにくいです。

そのため

複雑・複合的な課題を抱える対象者を支援するための支援チームを結成します。



地域共生推進課 つなげる支援室

- 必要な関係者に声をかけて一緒に支援について考えます。
- 関係者が集まって話し合う場を持ちます。
- 必要な支援が続くようにサポートします。
- 関係者へ助言を行い、スキルアップを支援します。
- 回復した後も、つながり続けられる体制を考えます。

つなげる会議の開催（社会福祉法第 106 条の 6 に規定）

要援護者等が抱える課題を把握し、支援関係機関がそれぞれ果たすべき役割についての調整を行うため、支援関係機関を招集し支援調整に係るつなげる会議を開催しています。

高齢、障がい、こども、生活困窮、保健、労働、人権の各分野別の既存の相談窓口の機能を活かし、既存の窓口のみでは対応が困難な複雑化・複合化したケースにおいて、支援関係機関を招集し、役割分担や支援の方向性（プランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について）を検討・決定しています。

多機関協働による断らない相談支援体制として、分野内の相談支援機関の統括的な役割を担うエリアディレクターを高齢、障がい、こども、生活困窮、保健に設置し、つなげる支援室がその統括するディレクターとなり、つなげる会議等を通して支援を行います。

【つなげる会議の様子】



市役所にはたくさんの相談窓口があり、簡単には解決できない課題の相談も多くあります。それぞれの窓口が連携しながらよりよいサポートができるような組織作りに取り組んでいます。



八尾市重層的支援体制整備事業実施計画

1) 重層的支援体制整備事業の概要

- 社会福祉法における規定

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年(2020年)法律第52号)に伴う社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、断らない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた3つの支援を一体的に実施する重層事業が創設され、令和3年(2021年)4月1日に施行されました。

本市では、令和5年(2023年)3月、「八尾市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しました。このたび、実施計画の見直しにあたり、地域福祉計画に包含するかたちで定めています。

- 実施計画の策定の流れ

実施計画の策定にあたっては、地域共生推進課つなげる支援室が中心となり、支援体制の整備に向けた関係機関から構成される「つなげる相談支援体制整備チーム会議」にて検討し、地域福祉計画内の計画として、「八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」の協議を経て、「八尾市社会福祉審議会」に報告し、とりまとめました。

- 地域福祉計画における重層事業に関する取組みの位置づけ

当市の地域福祉計画では、重層事業の法的な位置づけだけでなく、八尾市域での地域共生社会の実現に向けて重層的支援体制の強化に向けた取組み推進について、地域福祉計画の基本目標及び実施計画に掲げています。具体的には、基本目標1に地域づくり支援、基本目標2に参加支援、基本目標3に相談支援について、記載しています。

なお、重層に関わる各事業の提供体制及び実施体制(拠点等の数・形態を含む)については、八尾市版の重層的支援体制イメージ図(P.18)、重層事業における実施事業と実施体制(P.54~)にて整理しました。

2) 重層的支援体制整備事業における実施事業と実施体制

1. 事業一覧

	事業名	所管課
包括的 相談支援 事業	地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）の運営 （介護保険法第115条の45第2項第1～3号）	高齢介護課 地域支援室
	障害者相談支援事業 （障害者総合支援法第77条第1項第3号）	障害福祉課
	利用者支援事業 （子ども・子育て支援法第59条第1号）	（特定型）保育・こども園課 （こども家庭センター型）こども・いじめ何でも相談課、こども健康課
	生活困窮者自立相談支援事業 （生活困窮者自立支援法第3条第2項）	地域共生推進課

	事業名	所管課
地域づくり 支援事業	地域介護予防活動支援事業 （介護保険法第115条の45第1項第2号）	高齢介護課 地域支援室
	生活支援・介護予防サービスの体制整備事業 （介護保険法第115条の45第2項第5号）	
	地域活動支援センター機能強化事業 （障害者総合支援法第77条第1項第9号）	障害福祉課
	地域子育て支援拠点事業 （子ども・子育て支援法第59条第9号）	こども健康課
	生活困窮者支援等のための地域づくり支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第3号）	地域共生推進課

	事業名	所管課
多機関協 働事業等	参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）	地域共生推進課 つなげる支援室
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第4号）	
	多機関協働事業 （社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号）	

多くの所管課が一体的に事業に取り組むこととなります。



2. 実施体制

(ア) 包括的相談支援事業

実施事業	実施体制
地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）の運営 〔第1号のイ〕	【所管課】 高齢介護課 地域支援室 【業務内容】 総合相談支援、権利擁護、介護予防、包括的・継続的ケアマネジメント 【支援対象者】 65 歳以上の高齢者等 【実施方式】 ・ 基幹：直営 ・ 委託：社会福祉法人・医療法人等 【圏域】 市内5 圏域（基幹1 箇所、中学校区15 箇所） 【支援機関】 基幹型高齢者あんしんセンター1 箇所、高齢者あんしんセンター15 箇所
障害者相談支援事業 （基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、障害者相談支援事業） 〔第1号のロ〕	【所管課】 障がい福祉課 【業務内容】 障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者等の総合相談、権利擁護、居住サポート等 【支援対象者】 障がいのある人及びその家族等 【実施方式】 ・ 基幹：直営 ・ 委託：社会福祉法人等 【圏域】 相談支援事業所：基幹1 箇所、市内4 箇所 【支援機関】 障害福祉課基幹相談支援センター、事業所等4 箇所
利用者支援事業 〔第1号のハ〕	【所管課・支援機関】（特定型）保育・こども園課、（こども家庭センター型）こども・いじめ何でも相談課、こども健康課 【業務内容】 ・ 特定型：保育・こども園課に利用者支援員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の相談や情報提供、助言等 ・ こども家庭センター型：母子保健機能として、助産師や保健師等の専門職による妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談、母子保健等のサービス等の情報提供、セルフプラン、サポートプランの策定等、児童福祉機能として、心理士・保健師・保育教諭・社会福祉士等の専門職を配置し、こども家庭等に係る相談全般、必要な情報提供や助言、虐待予防・早期発見に視点を置いた支援、サポートプランの策定等 【支援対象者】 子ども及びその保護者等 【実施方式】 ・ 特定型：直営 ・ こども家庭センター型：直営 【圏域】 市内全域 【支援機関】 特定型：保育・こども園課 こども家庭センター型：こども・いじめ何でも相談課、こども健康課
生活困窮者自立相談支援事業 〔第1号のニ〕	【所管課】 地域共生推進課 【業務内容】 ・ 「包括的」かつ「継続的」な相談支援 ・ 個々の状況に応じた支援計画（プラン）を作成し、自立支援、就労支援、家計改善支援等 ・ アウトリーチ支援体制の強化 ・ 社会資源の開拓および相談支援体制づくり等

実施事業	実施体制
生活困窮者支援等のための地域づくり支援事業 【第3号のオ】	【所管課】地域共生推進課 【事業内容】複合的な問題を抱えている生活困窮者等を早期に把握し、支援につないでいくため、相談支援関係機関に留まらず、幅広い分野の関係機関や団体等による見守り活動等とのネットワークづくりを行う。 また、出張所、人権コミュニティセンター等による地域支援と連携し、地域資源を活用しながら地域住民による福祉活動を支援する。 【支援対象者】 八尾市内に在住する生活困窮者等が社会的孤立等により、支援が必要と認められる者 【実施方式】社協（補助） 【圏域】市内全域 【支援機関】コミュニティワーカー（CoW）

(ウ) 多機関協働事業等

実施事業	実施体制
参加支援事業 【第2号】	【所管課】地域共生推進課 つなげる支援室 【事業内容】既存の制度では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の資源等を活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。 【支援対象者】八尾市民 【実施方式】直営 【圏域】市内全域 【支援機関】 コミュニティワーカー（CoW） 日常生活圏域5箇所 生活支援コーディネーター（SC） 日常生活圏域5箇所 社会福祉法人のコミュニティソーシャルワーカー（施設CSW）や スマイルサポーター55施設 福祉生活相談支援員 中学校区担当 6箇所 パーソナルサポートセンター 1箇所 市内全域 地域就労支援センター 5箇所
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【第4号】	【所管課】地域共生推進課 【事業内容】 ①潜在的なニーズを抱えている人を早期に発見するために、関係機関（者）と連携し、つながりの中から相談者を発見する。 ②課題を抱えている人に直接支援を届けるため、関係機関と連携し合うための方策について協議する。 ③関係性構築に向けた支援の実施。 ④本人に会えた後も伴走支援を行い、信頼関係を築き、支援の入口につなげる。 【支援対象者】複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない人やつながることに拒否的な人 【実施方式】委託：一般財団法人八尾市人権協会 【圏域】市内全域 【支援機関】福祉生活相談支援員 6箇所

実施事業	実施体制
多機関協働事業 [第5号・第6号]	【所管課】地域共生推進課 つなげる支援室 【事業内容】 ① 総合調整のための「つなげる会議（重層的支援会議・支援会議）」の開催 ・要援護者等が抱える課題を把握し、支援関係機関においてそれぞれ果たすべき役割についての調整を行うため、支援関係機関を招集し支援調整に係る会議「つなげる会議」を開催する。また、定期的に支援の状況を把握し、支援内容の調整又は見直しを行う必要があれば継続的に支援関係機関等が参集する機会を設定する。 ・地域共生推進課つなげる支援室にディレクターを、支援関係機関を統括する機関にエリアディレクターを設置する。 ② 相談支援体制の充実を図るためつなげる相談支援体制整備チーム会議を設置 ・相談支援体制の改善・充実を図る方策の検討 ・相談支援体制の改善・充実に係る連絡調整 ・その他、相談支援体制を充実させるにあたり必要な取組み ③ 福祉職等相談支援担当者の人材育成の実施 ・福祉職等専門職への人材育成方針の進捗管理 ・福祉職等専門職と相談支援対応職員への研修の実施 【実施方式】直営 【支援対象】 ① 複数の課題を抱えている者 ② 課題を抱える者が複数人存在する世帯 ③ 既存の福祉サービスの活用が困難な者 ④ その他上記項目に準ずる者及び世帯

各事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していくのが重層事業です。



八尾市成年後見制度利用促進計画

～認知症になっても、障がいがあっても自分らしく～

成年後見制度は、たとえ、判断能力が十分でなくても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、本人の権利と財産を守り、その人が安心して自分らしく生活が送れるよう支援していく制度です。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年（2016 年）法律第 29 号）及び「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる八尾のまちをめざすため、令和 3 年（2021 年）3 月より「八尾市成年後見制度利用促進計画」を八尾市地域福祉計画と一体的に策定しています。

<< 取組み内容 >>

○ 広める

→誰もが、必要な制度を適切に利用することができるよう、また、将来、判断能力が十分でなくなった時のために事前に備えたり、制度を必要とする人の早期発見、早期支援につながるよう、さまざまな方法で制度の内容を発信します。

○ 学ぶ

→成年後見制度による支援が進むよう、研修、講座などを通じて、関係機関とともに制度について学びます。

○ 支援がつながる

→社協権利擁護センターを中核機関に、法律・福祉の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）や高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）、障がい者基幹相談支援センターや委託相談支援事業所などの関係機関がつながり、必要な支援が行えるよう協力する体制づくりを「ほっとかれへんネットワーク」（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）において行います。

○ 自分らしく暮らせる

→市民の目線で本人に寄り添い、後見活動を行う、まさに八尾の「おせっかい」が集結した「市民後見人」の活躍について周知するとともに、活躍の場を増やしていきます。

○ 申立てを支援する

→申立てできる親族がいない人には、市長による申立てを活用します。
また、本人や親族からの申立ての相談に対して支援を行います。

○ 暮らしを守る

→日常生活自立支援事業や法人後見など、本人の権利と財産を守る制度やサービスを実施し、本人を悪質商法などの消費者被害から守ります。

○ 個人が尊重される

→認知症になっても、障がいがあっても、成年後見制度を利用していても、本人の意思決定が適切に支援されるしくみをつくります。

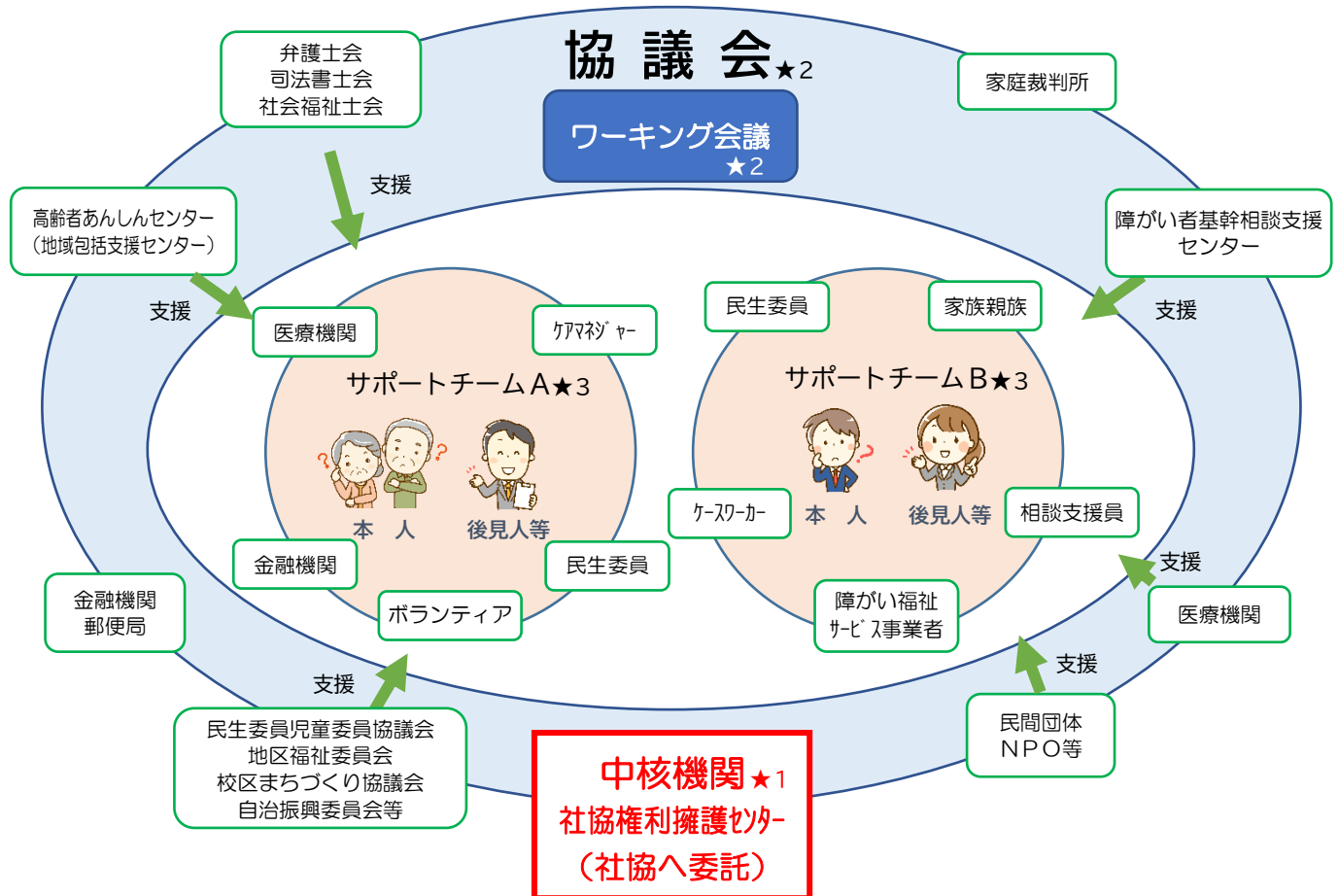
<< 八尾市社会福祉協議会権利擁護センター（ほっとネット） >>

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が、安心して暮らせるように、日常生活自立支援事業などのサービスや各種制度を総合的に推進する八尾市における権利擁護支援の中心となる機関。「ほっとかれへんネットワーク」の「司令塔」としての役割も担う。

※「ほっとネット」は社協権利擁護センターの愛称です。

ほっとかれへんネットワーク★₁体系図

(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)



《ほっとかれへんネットワーク》★₁

みんなの「ほっとかれへん」を集約した成年後見制度が必要な人に必要な支援をみんなでつながり行っていく、八尾市の地域連携ネットワークのしくみで、5つの役割を持ちます。また、中核機関がその事務局を担います。

5つの役割

①広報

必要な人に支援が届くように制度の周知を図ります。

②相談

さまざまな機関と連携し、相談者に応じ必要な支援につなげる相談を行います。

③成年後見制度利用促進

受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・活動の促進、他制度からのスムーズな移行を行います。

④後見人支援

「後見人をひとりにしない」サポートを行います。

⑤不正防止

本人の財産と権利を守るために不正の発生やトラブルを未然に防ぎます。

《協議会・ワーキング会議》★₂

【協議会】

法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携し、権利擁護支援の課題解決のためのしくみづくりや「サポートチーム」への支援を行います。

【ワーキング会議】

実務担当者で構成された八尾市オリジナルの組織です。ネットワークの取組みが、より効果的になるよう以下の取組みを行います。

- ①新規事業の提案
- ②支援の状況の報告・ケース検討
- ③現場の声を事業等に反映する
- ④先進都市との交流

《サポートチーム》★₃

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制です。



ヤッピーのコラム

「市民後見人ってなあに？八尾市の市民後見人はアツい！」



市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された市民のことで、専門組織による養成と活動支援を受けながら、同じ地域の市民としての特性を活かしながら、成年後見制度を利用する本人に寄り添い、意思決定支援を行う重要な担い手として期待されています。

八尾市ではこれまで市民後見人の養成・活躍促進に積極的に取り組んでおり、権利擁護センターでは、大阪府社会福祉協議会と八尾市との協働による事業展開を行い、専門職団体によるバックアップ体制もあって、市民後見人の活動支援を行っています。

● 市民後見人のサポート ～日常相談～

日々の後見活動については、権利擁護センターが全力でサポートしています。

毎月1回の活動報告を受ける中で、活動記録と領収書等の確認を行うだけでなく、本人の意向や生活状況や活動するうえでの困りごと（報告書の書き方・本人の状況の変化・緊急時の対応等）をお伺いしています。



● 市民後見人のサポート ～専門相談～

市民後見人の活動が円滑かつ適切に進められるように専門職が専門的知見から不安や悩み、手続きの方法等について助言をいただき安心して後見活動を行っていただいています。

● その他

- ・ 市民後見人バンク登録者同士の交流会・研修会の開催
- ・ 市民後見人同士でアイデアを出し合って PR グッズの作成 →
- ・ 市民後見人活動記録集の作成 ↓



みんなで意見を出し合ってきたトートバッグ。
これを肩にかけて市内を活動している市民後見人さんをよく見かけるわ。
八尾の市民後見人はとにかく元気で活動的！！

市民後見人になられた経緯からご本人とのエピソード、活動を終えて感じたこと等、一人ひとりの思いが詰まった記録集は感動的ですね。
本人に関わる関係機関と後見人がチームで支援することが大切です。



八尾市再犯防止推進計画

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年（2016 年）法律第 104 号）（以下「再犯防止推進法」という。）」が施行され、第二次再犯防止推進計画において、各種施策の基本方針が示されています。

再犯防止推進法第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、「誰ひとり取り残さないしあわせを感じる共生のまち」の実現に向け、犯罪をした者等（※）の円滑な社会復帰を促進するとともに、再犯防止に関する施策を推進するため、令和 7 年 3 月、「八尾市再犯防止推進計画」を八尾市地域福祉計画と一体的に策定します。

※「犯罪をした者等」とは、再犯防止推進法第 2 条第 1 項で定める「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者」をさします。

<< 取組み内容 >>

○再犯防止・更生保護活動の広報及び啓発活動

保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BBS 会などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」等の広報・啓発活動を推進し、再犯防止や更生保護に関する地域の理解促進に取り組めます。

「社会を明るくする運動」の様子→
毎年 7 月が強化月間です。



○更生保護関係団体等との連携及び活動の支援

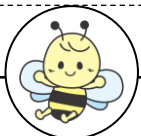
更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援します。

また、更生保護関係の団体・支援者と社協、保健・医療・

福祉関係機関及び市が連携して、継続的に支えるしくみづくりを進めます。

○就労・住居の確保等を通じた自立支援及び保健・医療・福祉サービス等による再犯の防止

貧困や社会的孤立による再犯の防止に向けて、課題を抱えた人や世帯への相談に応じて、就労支援や住居確保への支援等、自立に向けた支援をするとともに、社会や地域で活躍できる役割を持ち、誇りや生きがいを見つけられるように、関係機関が連携しながら、社会参加への支援を行います。また、薬物犯罪の再犯率は高い状況にあるため、薬物等への依存に再び陥ることを未然に防ぎ、薬物依存からの回復に向けた支援に引き続き取り組んでいきます。



ヤッピーのコラム

「保護司さんのお仕事ってなあに？」

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から地域社会に戻ってきたときに、スムーズに社会復帰を果たすことができるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める犯罪予防活動を行っています。

資料：法務省ホームページより一部引用

他分野の計画などと連動する項目

本計画は、国が示す「地域福祉計画策定ガイドラインに基づく市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえて、他の計画などとの連動を図ります。

本計画は福祉における上位計画として、多分野に共通する課題に対する方向性を示しており、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康増進などについて、以下に記載した個別の計画において詳細に施策や取組みを示しています。また、社協が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に取組みを推進します。今後、各計画の実施において、本計画の基本理念や方向性などとの整合を図るとともに、関係者間で地域福祉の視点で連携を図ることで、本市の地域福祉を推進していきます。

また、今後新たな計画を策定する場合においても、本計画の内容や、国・大阪府などの動向を踏まえたものとします。

	計画の名称と概要
1	八尾市総合計画 【概要】 将来における八尾市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、最上位計画。
2	八尾市多文化共生推進計画 【概要】 外国人市民を含めた地域住民がともに地域のまちづくりに参画することで、多文化のつながりを地域の強み・地域の元気の源としていき、いきいきとした八尾市のまちづくりをめざしていく。
3	八尾市こども計画 【概要】 子どもや若者、保護者や子育て支援団体など、当事者一人ひとりの声を聴き、その意見を施策に反映する取組みを市全体で推進し、こどもにとって最もよいことが何かを考え、こどものことをまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現をめざす。
4	八尾市教育振興基本計画 【概要】 これからの時代における本市教育の基本理念やめざすべき教育の方向性を示すとともに、学校教育と社会教育が連携を深め、教育に関する施策を総合的・計画的に推進する計画。学校、家庭、地域が連携・協働し、市民一人ひとりが自分の可能性を信じ、夢に向かって自らの人生と、八尾市の未来を切り拓いていくことをめざす。
5	八尾市地域防災計画 【概要】 市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するための計画。防災関係機関が協力して防災対策の推進を図ることで、市民の生命、身体、財産を災害から保護することをめざす。
6	やお防犯計画 【概要】 安全で安心して生活することのできる地域社会の実現をめざし、防犯の取組みを推進するための計画。地域防犯活動、防犯対策等の取組みに加え、令和6年（2024年）4月1日に制定した「八尾市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者やその家族への支援を進める。

	計画の名称と概要
7	八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 【概要】 高齢者保健福祉に関する施策や介護保険事業の基となる計画。進展する超高齢社会において、支援や介護を必要とする高齢者を社会全体で支えていくための取組みを進めていく。
8	八尾市障がい者基本計画 【概要】 障がい者施策に関する基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するための取組みの方向性を示す。障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる共生社会の実現をめざす。
9	八尾市障がい福祉計画及び八尾市障がい児福祉計画 【概要】 障がい者及び障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らすために、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と見込量確保のための方策を示す。
10	八尾市住宅マスタープラン 【概要】 住宅政策全般を対象とするマスタープランであり、住まい・まちづくりに関して、地域の特性に応じたきめ細やかな施策の検討・実現のために策定し、住みたい・住み続けたい良質な住まいづくりをめざす。
11	八尾市人権教育・啓発プラン 【概要】 市民一人ひとりが人権を自分自身の課題としてとらえ、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人びとの人権に配慮した行動がとれるよう、人権意識の高揚にかかる施策の推進を行っていく。
12	八尾市自殺対策推進計画 【概要】 本計画は、歴史や自然、文化、産業などの多彩な地域特性と河内の気質のあらわれともいえる「ほっとかれへん」という八尾市の良さを最大限に生かし、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、みんなで生きることを支えるための取組みを包括的に推進する。
13	八尾市都市計画マスタープラン 【概要】 将来の八尾市がめざす都市の姿や、都市計画決定・変更など都市計画に関する基本的な方針を示す。
14	八尾市地域公共交通計画 【概要】 公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、市民、交通事業者、行政の役割を定める。
15	八尾市地域就労支援基本計画 【概要】 就労困難者等に焦点をあて、雇用・就労に関わる関係機関と連携し、さまざまな事業や施策を活用して、雇用・就労の実現をめざす。

	計画の名称と概要
16	八尾市はつらつプラン～男女共同参画基本計画～ 【概要】職場、家庭、地域などのあらゆる場で、性別にかかわらず、互いに人権を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を発揮して、生き活きと活躍できる男女共同参画社会の実現をめざすとともに、取組みの推進により、多様性が尊重され、誰もが自らの選択により人生を設計することができる社会の実現をめざす。
17	健康日本 21 八尾計画及び八尾市食育推進計画 【概要】健康づくりの取組みを、市全体で効果的に推進するための計画。生活習慣や社会環境の改善を通して、すべての市民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに生活できる社会の実現をめざす。
18	八尾市災害時要配慮者支援指針 【概要】これまでの八尾市の取組みにおける課題や、国による防災・減災対策の動向を踏まえ、災害時要配慮者の避難行動を促進すること、避難行動支援の取組みの実効性を高めることを目的とした指針。
19	八尾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画 【概要】社会福祉法第 109 条の規定に基づき、地域福祉の推進を目的とする社協の活動計画。「だれもが夢を持ち、みんなで支え合う福祉のまち」をめざして、地域住民、関係機関、関係団体など多様な主体とともに、地域共生社会の実現に向けた取組みを示す。